

⑥運営に関し、関係機関への周知徹底を図る

- ・児童虐待等の事例が発生した場合、「これぐらいの案件なら、私の機関だけで大丈夫」と判断せず、地域協議会の調整機関に連絡（通告）し、情報を共有しながら協力して対応することの意義を徹底する。
- ・地域協議会の守秘義務等を説明し、児童虐待等の事例について、「どこまで話をしているのか」という不安を解消する。逆に、守秘義務に違反した場合の罰則等についても説明しておく。
- ・実務者会議メンバーにおいては、事例の検討、ケース管理等も行うため、児童虐待等の対応に関する知識や経験があり、かつ、積極的に取り組んでいただける方の参加が望ましい。
- ・個別ケース検討会議メンバーにおいては、ケースの事情がよく分かっている担当者と、判断にある程度責任が持てる人（係長レベル）の参加が望ましい。
- ・地域協議会の意義、役割、業務等について、各機関の構成員のすべてに周知してもらい、個別ケース検討会議への参加を要請された場合には、すぐに個別ケース検討会議へ参加できるようにしておく。

⑦開催方法、頻度を定める

- ・メンバーの勤務状況等を考慮しながら、開催日を決定することが望ましい。特に、実務者会議においては、地域協議会設立時に開催日時を決めておく方法が良い。（例えば、毎月1回、第4水曜日・15時～など）

○代表者会議

- ・参加人数が多い一方で、開催頻度が少なく、代表者が替わる可能性も高いため、毎回開催前に参加依頼を兼ねて調整機関の担当者が出向き必要な説明を行うなどにより、積極的な参加を求める。
- ・代表者会議を有意義な会議とするために、例えば、参加各機関の取り組みを各機関ごとに説明していただくことにより、参加機関相互の理解を進めることができる。
- ・例えば、他地域で発生した重大事例と同様の事例が当該地域で発生した場合を想定し、その対応策の検討などを議題に加えることにより、代表者にも当事者意識を持たせることができる。

- ・実務者会議でまとめられた政策提言などについて審議するほか、あらかじめどういったことを議題としたいのかなどのアンケートをとり、それを協議事項としたり、各機関の困っている点や要望などを話し合うことも一案である。

○実務者会議

- ・月一回程度、関係機関が出席しやすい時間を設定することが望ましい。場所については、保健センター会議室、福祉事務所会議室などが想定される。
- ・対象ケース数が少ない地域では、実務者会議と個別ケース検討会議を一括し、実務者会議において全てのケースを検討しても差し支えない。
- ・毎月開催する実務者会議は、新規事例と「見守りケース」などを中心に、経過の確認が主な目的である。
- ・実務者会議では、児童相談所の積極的な関わりが必要である。特に、児童相談所と市町村の調整機関等が、定期的に（例えば3か月に1度程度）、この実務者会議等を利用して、ケースの進行状況の突合を行うなど、連携を密にした対応が必要である。
- ・人口が10万人を超える市では、実務者会議は、人口5～8万人を目安に地域ごとに会議を分けて開催することが望ましい。

○個別ケース検討会議

- ・ケースごとに所要時間は異なるが、新規ケースは十分な時間が必要である。場所は、放課後の学校の会議室、保健センター、病院、子育て支援センターなどが想定される。
- ・調整機関は、関係機関の出席調整、当日の記録、役割分担の確認、記録の整理と配布（役割分担を明示）、定期的な見守りや援助状況の確認、統計処理などを担当するほか、個別ケース検討会議の円滑な進行のためのコーディネータ（調整力）が求められる。

2)すでに「虐待防止ネットワーク」(以下、「ネットワーク」という。)が立ち上がっている市町村における「地域協議会」の立ち上げ

*地域協議会への移行のポイントのみ記載。基本は、1)の「地域協議会」の立ち上げと同様である。

- ①「ネットワーク」から「地域協議会」への移行の動機付けを行う
 - ・市町村内部部局や関係機関が地域協議会の意義(特に守秘義務の重要性)を理解することにより、移行に向けた動機付けを高める。なお、移行を果たした他の自治体の勉強会や視察なども参考になる。
 - ・関係機関の実務担当者の意見を集約し、関係機関の代表者で会議を行い、新たに参加を求める機関はないか、移行に際し、運営上見直した方が良いと思われる点はないかなど、地域協議会の構成機関やシステムについて検討を行う。
 - ・(ネットワークのままでいいという機関に対して)ネットワークと地域協議会の法的な違いを説明し、地域協議会では、必要に応じ関係機関に対し資料又は情報の提供等を求めることができることや守秘義務について法律上明確化されたことで、ネットワークに比べると情報交換が行いやすくなり、必要な情報交換により適切な支援ができることを理解していただく。
- ②地域協議会構成機関を決定し、打診する
 - ・新規に加入し、構成機関となる組織に対しては、調整機関の担当者のみならず、担当主管課(室)長などが出向き、地域協議会の意義、役割などの説明を行い、地域協議会への理解を得ながら参加の要請を行う。

2. 『設立後当初』の運営

①関係機関のメンバー同士が顔の見える関係になる

○ポイント

- ・今ある連携(つながり)を広げ、関係機関すべてに広げる。
- ・会議の開催やその後の交流会等により、関係者が顔見知りになり、「本音」の連携を可能とする。

○方法

- ・代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の会議終了後において、お互いを知り、連携を図るための意見交換会、交流会などを開催する。

②児童虐待等への対応の基本をつかむ

○ポイント

- ・児童虐待の基本的知識、事例の見立て方、対応方法の基本、各機関の特性等を知る。（まだどのように動けばいいかが手探りの状態なので、基礎的なことから始める。）
- ・地域協議会に参加する機関にとってメリットを感じやすいように、成果が見込める事例からケース検討を始めるなど、運営上工夫する。
- ・児童虐待対応の実務に関わる者から研修・指導を受ける。

○方法

- ・事例（仮想事例でも、これまで経験した事例でもよい。）を用いて、児童虐待等への対応について理解する。なお、必要に応じ、児童相談所OB職員等の専門家から助言・指導を受けることも効果的である。
- ・成果が見込める事例からケース会議を行う。このことにより、関係機関が一緒になってケースに関わり良い方向に改善が見られると、参加者にとって意欲が高まり、関係機関間の連携が非常によくなる。
- ・地域協議会への理解、児童虐待への理解、子どもや家庭の理解を図るため、児童虐待対応の実務に関わる児童相談所の児童福祉司、学識経験者（アドバイザー）、弁護士、医師、保健師、学校教員、保育士、民生・児童委員、他の地域協議会の調整機関担当者などから研修・指導を受ける。

3. 『1年目』の運営

①関係機関同士の連携を強化する

○ポイント

- ・何でも話せる人間関係を作る。
- ・安心して、気兼ねなく話せる雰囲気づくりを通じて、参加者の受容感や信頼感を高める。

- ・過去の事例への対応などで各機関が批判しあうなど感情的になることも想定されるため、「意見は述べるが、批判はしない」というルールをつくるなど配慮を行う。

○方法

- ・ある機関の講習会等に、他の機関のメンバーを招待するなどして、相互に交流を深める。関係機関への見学会を行うことも一考である。
- ・関係機関同士で、児童虐待の個別の研究会や勉強会、意見交換会等を開催する。また、先進自治体の取組を学ぶ機会も設ける。

②児童虐待等への対応力をつける

○ポイント

- ・具体的な事例を用いて、その事例のどこに問題があるのかなどの見立て方、対応方法、どの機関にどのような援助を求めたら良いのかの認識を共通化する。
- ・関係機関の間における児童虐待等への対応の温度差（緊急性の判断など）を修正していく。
- ・自分の機関、また他の関係機関の特性を活かした効果的な対応が行えるように検討していく。
- ・アセスメントシートの共通化等ケースの把握、進行管理等が適切に行えるようにする。
- ・児童虐待対応の実務に関わる者から研修・指導を受ける。（回数を重ねるごとに内容のレベルアップを図り、児童虐待等への対応力をつけていく。）

○方法

- ・具体的な事例を用いて、事例の見立て方、対応方法を知るとともに、関係機関の間における児童虐待等への対応の温度差（緊急性の判断など）を修正していく。なお、必要に応じ、児童相談所OB職員等の専門家から助言・指導を受けることも効果的である。
- ・各機関それぞれが具体的な事例（例えば、連携が取れずに対応できなかった事例、連携が図られ対応ができた事例など）を出して、連携の取れた対応について検討を重ねる。その際、自分の機関または他の機関ではどういう対応ができるかを知り、それぞれの関係機関の役割や可能性などの特性について理解する。
- ・機関ごとにアセスメントシートなどの様式が違う場合は、関係機関が話し合っ様式の共通化を図る。

- ・引き続き、地域協議会への理解、児童虐待への理解、子どもや家庭の理解を図るため、児童虐待対応の実務に関わる児童相談所の児童福祉司、学識経験者（アドバイザー）、弁護士、医師、保健師、学校教員、保育士、民生・児童委員、他の地域協議会の調整機関担当者などから研修・指導を受ける。（回数を重ねるごとに、研修や指導内容のレベルアップを図っていく。）

4. 『2年目』の運営

- ◎少し先が読め、成功事例も出てきて参加者の意欲も増してくる。その反面、次々と新しい事例が出てきて、戸惑いも生じてくる。このため、成功事例を振り返りながら、先進自治体の情報を取得したり、研修を充実させることにより、レベルアップを図る。

①児童虐待等への対応について、総合力を付ける

○ポイント

- ・分野別の具体的な事例を用いて、さまざまな虐待への対応の検討を行い、対応について総合力を付ける。
- ・参加者はケースの重症度をアセスメントする能力を高める。また、アセスメントからニーズを見出し、再発防止にむけた援助の方法を検討する。
- ・課題解決に向けて、専門家から研修・指導を受けるなど、専門性の向上などレベルアップを図る。

○方法

- ・年齢別事例（新生児・乳児期、学齢期前、小学校など）、種類別事例（身体的虐待、ネグレクトなど）、養育環境別事例（精神不安定の母親、ひとり親家庭など）を用いて検討を重ねていく。なお、必要に応じ、児童相談所OB職員等の専門家から助言・指導を受けることも効果的である。
- ・専門家（児童相談所の児童福祉司、児童相談所OB職員、学識経験者（アドバイザー）弁護士、医師、保健師など）を招いて研修会・講習会を開催し、児童虐待への対応の専門性を高める。

②地域としての新たな課題を設定し、専門性を高める

○ポイント

- ・地域協議会運営の実績を踏まえ、地域協議会あるいは地域としての新たな課題を設定する。

○方法

- ・これまでの運営実績を踏まえ、必要に応じ運営面の見直しを行うとともに、新しい課題に対応できるようにする。
- ・実務者会議等のメンバーが、所属機関において児童虐待等の対応の指導的役割を担い、各機関の対応力を向上させる。

5. 『3年目以降』の運営

- 行政内部の異動で実務者会議のメンバーが変わるなど、援助の質、取り組みの姿勢、チームワーク（信頼感）の維持向上が課題となる。
- 新しいメンバーに今までのやり方を理解していただくと同時に、新たな気持ちで運営方法などを振り返り、適宜改善する。
- 年に2回程度（予算の関係で夏と年度末など）、各市町村の現状と課題、今後のプランを実務者会議参加者で考える。また、年間計画をプランする。

例えば

- ・地域の関係者の理解を高めるための講演会
- ・中核メンバーの対応力を高める専門継続研修
- ・マニュアル作り
- ・援助事例集の作成
- ・社会資源名簿（社会資源集）作り

【別 冊】

市 町 村 事 例 集

目 次

1. 静岡県沼津市（人口：210,736人）・・・・・・・・・・ 1
2. 大阪府枚方市（人口：403,666人）・・・・・・・・・・ 12
3. 大阪府門真市（人口：133,924人）・・・・・・・・・・ 23
4. 兵庫県明石市（人口：292,081人）・・・・・・・・・・ 33
5. 兵庫県加古川市（人口：266,224人）・・・・・・・・・・ 44
6. 福岡県前原市（人口：68,872人）・・・・・・・・・・ 50

静岡県沼津市	ネットワーク設置年月日：H12.04.01 協議会設置（移行）年月日：H18.07.19
人口：210,736人 (18.4.1現在)	子どもの数（15歳未満） 28,217人（18.4.1現在）

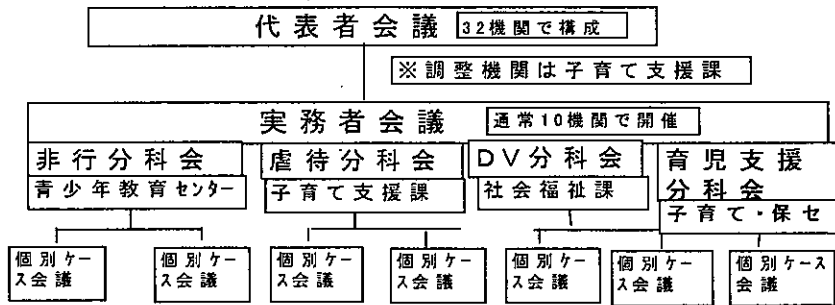
調整機関（中心的な職員＝◎）

調整機関の担当課：福祉事務所 子育て支援課こども相談係、8
(市家庭児童相談室)

◎係長（兼社会福祉主事）	1名	常勤	専任
主査（保育士）	1名	常勤	専任
主任	1名	常勤	専任
保育士	1名	常勤	専任
家庭相談員	4名	常勤	専任

協議会の構成・メンバー

沼津市要保護児童対策地域協議会組織図



平成18年度会議開催数（見込み）

- 代表者会議 2回（内1回は研修会）
- 実務者会議 11回
- 個別ケース会議 100回 ※市民向け講演会 1回

市要保護児童対策地域協議会構成員

国・県（6）	市（7）	法人（3）	法人以外（16）
家庭裁判所沼津支 法務局沼津支局 県東部健康福祉セ ンター	子育て支援 課 障害福祉課 市消防本部	沼津市医師会 沼津市歯科医師 会 社会福祉協議 会 注 赤色は調整 機関	人権擁護委員協議会 市私立幼稚園連 盟協議会 市小中PTA連絡協 会 市補導員を健全に 育てる会 市自治会連合会 市民生活児童委員 協議会 市健全育成地域相 談員 市健康づくり推 進員協議会 市里親会 市放課後児童クラ ブサポートセンター その他

- (1) どのような手順で設立し、運営していったのか。
(どのようにレベルアップを図ってきたのか。)

【実務者会議】※虐待ネット時代は代表者会議未設置

- ①虐待問題が深刻化するなかで、市児童福祉担当現場からネットワーク設置の機運が盛り上がり、児童相談所から強力的にバックアップしてもらったなか平成12年4月に4機関で実務者会議を設置
- ②子育て支援課（当時児童福祉課）が事務局役を担う中で、担当者が定期的に顔をあわせる中で、継続したケース検討を行ったり、各機関からみた虐待やその対応を報告すること、専門的な知識の研修を行うなどした。
- ③その後、実務者会議に警察や教育相談所などの参画を経て、構成機関を増やすと共に、教員や医療機関職員などとの合同研修などを行うなどして連携の幅を拡げた。
また、要保護児童対策地域協議会設置以前は、代表者会議を設置していなかったが、時には関係機関管理職や団体代表者なども含めたかたちで実務者会議を開催して理解を深める機会を持った。
- ④当初、児童精神科医師をスーパーバイザーとして委嘱しケース検討などネットワークの基礎作りに多大な貢献を頂いた。その後、固定したスーパーバイザーの確保が出来ていないが、内容に応じて市内の開業医や弁護士などに参加してもらおうなどすることで地域での相互連携にも役だっている。
- ⑤実務者会議で大事にしてきたのは顔つなぎと、互いが良く知り合うことで、日頃の実務の連携がスムーズに進む事を心がけた。
- ⑥実務者会議では、児童虐待防止や予防に関する事業の学習や調査を行うなどした。このことは共通理解を進め事業の具体化に大いに役立った。
- ⑦主任児童委員に地域のパイプ役を担ってもらうために、実務者会議については、代表者のみの参加でなく、出席可能な人には出席してもらってきた。

【個別ケース会議】

- ①個別ケース会議は、要保護協議会設立までは、児童相談所主催のものと市主催のもの2通りとし主催者を明確にして実施してきた。現在は要保護協議会主催というかたちになるが、どこが主機関かは明確にするように心がけている。
- ②保健センターや子育て支援センターなど日頃関係深い機関からの通告は、緊急受理会議に当該機関に参加してもらい受理段階で個別ケース会議を合わせて行うようなかたちをとった。
- ③それ以外の学校・保育所・医療機関など関係機関からの通告の場合、緊急受理会議以降できるだけ早い時点で当該機関を訪問して情報の再確認と緊急受理会議の方針を元にした役割分担などについて協議している。
- ④ケース検討会については、初回会議時に役割分担や各機関の取り組みの集約方法等も確認し、次回会議の開催時期を決めたり、経過によって再招集するなどの確認を出来る限り行っている。
- ⑤可能な限り、地域担当の主任児童委員に出席をお願いしている。

①ネットワーク、協議会が設立された背景

○ネットワーク（平成12年4月設置）

- ・背景 市内でも虐待事案が増加したこと。虐待防止法施行の準備が進められていたこと。所管児童相談所の働きかけがあったこと。
- ・中心 子育て支援課（当時児童福祉課）家庭児童相談室職員及び家庭相談員

○協議会（平成18年7月19日設立）

- ・背景 ①法改正で設置が求められたこと
②個人情報保護条例の制定など個人情報の取り扱いに格段の配慮が必要となったこと。
- ・中心 子育て支援課が中心となり、分科会事務局を構成する教育委員会（非行分科会）と福祉事務所社会福祉課（DV分科会）と共同で準備
- ・備考 ネットワークがしっかり出来ていたため、協議会設置はネット時代にはなかった代表者会議の設置を含めてスムーズに進んだ。

②設立まで

ネットワークの設置が比較的早く、モデルになる自治体も少なかったが、先進地の調査を行ったり、講師として招いて関係者が話を伺うなどした。

③設立後当初

設立までにあった過去の事例や失敗事例を含めて、ケース検討を繰り返し行い、その対応や関係者の連携のあり方についての共通理解を深めた。

④1年目

設立当初と同様、参加機関からの事例提供に基づくケース検討を実施した。

⑤2年目以降

事例検討に加えて、各機関の業務内容を相互に知り合うための学習会や各種事業の先進地の取り組みを学ぶ機会などを設けた。

病院関係者との合同研修会を持ったり、教員に対するアンケート調査を行うなどして関係機関への啓発と相互理解の強化を行ってきた。

（2）ネットワーク、協議会が設立されて、何が変わったか。

- ①実務者間の顔がつながり日々の連携がスムーズに進むようになった。
- ②互いの機関の特性が理解できるようになり、連携がスピーディに進むようになると共に、事案のたらい回しが無くなった。
- ③継続して会議をもつなかで、防止や予防施策について事業提案ができた、より地域特性にあったかたちの事業にできてきた。
- ④関係機関上層部が日々のケース対応を含めて虐待に対する理解とネットワークの大切さについて理解を深めてもらうことができた。

(3) その他（他の市町村へのアドバイスなど）

- ①目的は形式的な協議会設置にあるのではなく、実効あるネットワークの構築である。一機関や担当者が要綱案を作成して進めるのではなく、手間はかかるが関係者がきちんと論議して設立をすること。そのことそのものがネットワーク作りである。
- ②先進地に学ぶ事は大切であるが、他所の自治体のものをそのままもってきてもうまくいかない。その地域の風土や地域性を考慮すること。先ずは地域の状況を確認して進めることが大切。
- ③どこの市町村も「仕事は増え、人は増えない」状況にある。既存会議や組織の再編なども考慮を。
- ④なんと言っても児童虐待の専門機関である「児童相談所」。市町村支援もその重要な仕事となっている。児童相談所の力を最大限借りると、その後の連携もうまくいく。

沼津市要保護児童対策地域協議会設置経過

1. これまでの取り組み

(1) 沼津市児童虐待防止会議設置

- ①設置 平成12年4月1日（要綱による設置）
- ②目的 児童虐待防止及び予防のための市レベルのネットワーク会議
- ③構成機関 県 東部児童相談所 沼津警察署（少年サポートセンター）
市 市民福祉部 子育て支援課（こども相談係・子育て支援センター）
健康づくり課（保健センター）
教育委員会 学校教育課 青少年教育センター
関係機関 主任児童委員連絡会
- ④事務局 子育て支援課（こども相談係）
- ⑤内容
 - ・毎月1回実務者会議を開催し、事例検討や各構成機関の共通理解を深めるための研修などを開催する。（予防的なものも視野に）
 - ・個別ケースネット会議は、子育て支援課か児童相談所主催により別途開催

(2) 七者会議

- ①設置 昭和50年 3月17日（前身となる会議の開始）
- ②目的 非行少年に関する情報交換と協議
- ③構成機関 国 静岡保護観察所沼津駐在官事務所
県 県東部児童相談所 沼津警察署（県東部教育事務所は退会）
市 教育委員会 学校教育課 青少年教育センター
市民福祉部 子育て支援課
- ④事務局 教育委員会青少年教育センター
- ⑤内容 毎月1回実務者が非行事例についての情報交換を行う

2. 要保護児童対策地域協議会設置に向けての検討

- (1) 沼津市の場合、要保護児童対策地域協議会で取り扱う主要議題である「児童虐待」と「非行」については、それぞれ既存の会議が存在したため、それぞれの会議であり方を検討。（17年度）
両会議を「市要保護児童対策地域協議会」の中に位置づけることで合意。
- (2) 実務者会議については、両会議とも実績があり特に問題がないため、両会議とも当面は継続開催することとする。
- (3) 代表者会議については、両会議とも設置してこなかったことや構成機関が重複するため、一つの会議とする。
- (4) DV（ドメスティック・バイオレンス）については、その目撃による心理的影響が児童虐待の範疇の一つに定義されるなど関連領域であり、DVネットワークの設置も検討されているため要保護児童対策地域協議会に包含する。
- (5) 19年4月より事業開始予定の育児支援家庭訪問事業に伴い、その事業進行とケース管理のために育児支援部会を設置する。

3. 沼津市要保護児童対策地域協議会の構成図



沼津市要保護児童対策地域協議会設置要綱

平成 18 年 7 月 19 日

告示第 164 号

(設置)

第1条 この要綱は、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第6条の3に規定する要保護児童の早期発見と適切な保護を行うこと及びドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)により保護する必要性が生じ又は必要性が生ずるおそれのある児童(以下「DV被害児童」という。)への適切な対応を行うため、法第 25 条の2第1項の規定により沼津市要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会の協議事項は、次の各号に定めるものとする。

(1) 要保護児童及びその保護者並びにDV被害児童及びその保護者(以下「要保護児童等」という。)の情報交換に関すること。

(2) 要保護児童及びDV被害児童の適切な保護を図るために必要な情報交換に関すること。

(3) 要保護児童及びDV被害児童に対する支援内容に関すること。

2 前項に規定する要保護児童等に関する情報は、次に掲げるものとする。

(1) 虐待に関する情報

(2) 遺棄、迷子に関する情報

(3) 養護に関する情報

(4) 障害に関する情報

(5) 非行に関する情報

ア 不良行為に関する情報

イ ぐ犯行為に関する情報

ウ 触法行為に関する情報

(6) 育成に関する情報

ア 育児・しつけに関する情報

イ ひきこもりに関する情報

(7) 保健に関する情報

(8) 学校に関する情報

ア 生徒指導に関する情報

イ 不登校に関する情報

(9) DVに関する情報

ア 配偶者からの暴力に関する情報

イ 被害児童保護に関する情報

(10) その他児童の保護及びDV事案に対する対応に必要な情報